## 「山口ゆめ花博基金」活用検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 「山口ゆめ花博」の開催を通じて得られた成果を継承・発展させ、新たな県づくりにつながる施策を推進するために創設した「山口ゆめ花博基金」の活用について検討することを目的として、「山口ゆめ花博基金」活用検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。
  - 一 「山口ゆめ花博基金」の活用の方向性や活用方策等に関すること。
  - 二 その他必要な事項に関すること。

### (組織)

- 第3条 検討委員会は、知事及び委員9人以内で構成する。
- 2 委員は、「山口ゆめ花博」における各分野の取組等について、識見を有する者のうちから、 知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2020年3月31日までとする。
- 4 委員が欠けた場合は、その委員の属する分野から新たに委員を委嘱する。この場合、新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

- 第4条 検討委員会に、会長を置く。
- 2 会長は、知事をもって充てる。

## (会議)

- 第5条 検討委員会は、会長が招集する。
- 2 検討委員会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長が検討委員会に出席できない場合は、あらかじめ指定した者を代理として検討委員会に出席させ、議長とさせることができる。
- 4 委員は、あらかじめ指名した者を代理として委員会に出席させることができる。この場合、 委員本人が出席したものとみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 検討委員会は、委員会における検討内容を整理し、検討を進めるための「幹事会」を設置することができる。

#### (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、総合企画部政策企画課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

# 附則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月28日から施行する。